

## 第2 めばえ保育園 （重要事項説明書）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 【保育理念】

みんな なかよく

みんな たのしく

### 【保育目標】

心身ともにつよい子

心のやさしい子

心のゆたかな子

### 【保育方針】

安心・安全な保育

発達に合わせた保育

喜びや楽しみのある保育

### 1 施設運営主体

|         |                  |
|---------|------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人めばえ福祉会     |
| 所 在 地   | 大阪市東住吉区西今川 1-6-2 |
| 電 話 番 号 | 06-6713-1558     |
| 代表者氏名   | 理事長 檜原 一正        |

## 2 利用施設

|             |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所                                                  |
| 施 設 の 名 称   | 第2めばえ保育園                                             |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市東住吉区西今川 1-5-28                                    |
| 連 絡 先       | 電話番号 06-6713-1558<br>FAX 06-6713-1285                |
| 管 理 者       | 園長 檜原 庸弘                                             |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童         |
| 認 可 定 員     | 0歳児 8人 1歳児 10人<br>2歳児 12人 3歳児 50人<br>4歳児 50人 5歳児 50人 |
| 利 用 定 員     | 0歳児 1人 1歳児 2人<br>2歳児 2人 3歳児 35人<br>4歳児 40人 5歳児 40人   |
| 開 設 年 月 日   | 昭和56年4月1日                                            |
| 事 業 所 番 号   | 2710051004671                                        |

## 3 施設の目的・運営方針

第2めばえ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 当園における施設・設備等の概要

### (1) 施 設

|     |      |                        |
|-----|------|------------------------|
| 敷 地 |      | 661.15 m <sup>2</sup>  |
| 園 舎 | 構 造  | 鉄骨 陸屋根造<br>3 階         |
|     | 延べ面積 | 1081.98 m <sup>2</sup> |
| 園 庭 |      | 655.27 m <sup>2</sup>  |

(2) 主な設備

| 設備    | 部屋数  | 備 考                                    |
|-------|------|----------------------------------------|
| 乳児室   | 1 室  |                                        |
| ほふく室  | 1 室  |                                        |
| 保育室   | 5 室  | その年度の入所状況により、1 歳児～5 歳児クラスの部屋割りは変更致します。 |
| 調理室   | 1 室  |                                        |
| 事務室   | 1 室  | 医務室含む                                  |
| トイレ   | 10 室 |                                        |
| 沐浴室   | 1 室  |                                        |
| 調乳室   | 1 室  |                                        |
| 会議室   | 1 室  |                                        |
| 職員更衣室 | 1 室  |                                        |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別教室活動

音楽教室、体育教室、絵画教室の教室活動については、外部委託し、講師の指導のもと、保育の質の向上に努めます。

(3) 送迎

送迎については原則として保護者が付き添うものとします。

送迎は徒歩もしくは自転車をお願い致します。

自動車での送迎は原則として認めておりません。

(4) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（員数は当該年度の実状に合わせ配置しています）

| 職 種    | 職務の内容                      | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|----------------------------|----|----|-----|----|
| 園長     | 園務をつかさどり、所属職員を監督           |    |    |     |    |
| 副園長    | 園長を補佐し、保育内容について保育士を補佐する    |    |    |     |    |
| 専門リーダー | 専門分野ごとに施設運営業務に従事し、保育士を統轄する |    |    |     |    |
| 学年主任   | 学年ごとに施設運営業務に従事し、保育士を統轄する   |    |    |     |    |
| 保育士    | 保育に従事し、その計画の立案、実施、         |    |    |     |    |

|     |                              |  |  |  |  |
|-----|------------------------------|--|--|--|--|
|     | 記録及び家庭連絡等の業務を行う              |  |  |  |  |
| 栄養士 | 給食計画、献立作成、給食・栄養・食育の指導及び管理を行う |  |  |  |  |
| 調理員 | 栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する  |  |  |  |  |
| 看護師 | 児童の健康状態を観察し、健康管理の業務を行う       |  |  |  |  |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種         | 勤務体系                          |
|-------------|-------------------------------|
| 園長          | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 副園長         | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 専門リーダー・学年主任 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 保育士         | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 栄養士         | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 調理員         | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |
| 看護師         | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 内 8 時間労働） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育提供日

### (1) 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日を除く。

### (2) 休園の協力日

新年度準備（4 月 1 日）

夏期協力日（8 月 13 日～8 月 15 日）

年末年始協力日（12 月 29 日～1 月 3 日）

卒園式代休（3 月 31 日）

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時

間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時まで又は 16 時から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理にて給食および間食を提供いたします。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

ただし、園外保育等の園行事の際に、家庭からのお弁当の協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|      | 午前間食      | 昼食         | 午後間食  | 備考 |
|------|-----------|------------|-------|----|
| 0 歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 1 歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 2 歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 3 歳児 |           | 11 時 30 分頃 | 15 時頃 |    |
| 4 歳児 |           | 11 時 30 分頃 | 15 時頃 |    |
| 5 歳児 |           | 11 時 30 分頃 | 15 時頃 |    |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

食物アレルギー対応マニュアル（有）

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあることもない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 医療機関の名称   | 田島医院              |
| 医院長名又は医師名 | 田島 幸児             |
| 所在地       | 大阪市東住吉区西今川 1-6-16 |
| 電話番号      | 06-6719-3878      |

### (2) 歯科

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 医療機関の名称   | やまね歯科              |
| 医院長名又は医師名 | 山根 総一郎             |
| 所在地       | 大阪市東住吉区東田辺 1-19-16 |
| 電話番号      | 06-6622-8114       |

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。                                                                     |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有<br>・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。                                                                     |

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |                                                                                                              |                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 川上 美加<br>・ご利用時間 9:00～ 17:00<br>・電話番号 06-6713-1558<br>F A X 06-6713-9515<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |                   |
| 第三者委員         | 近藤 遼                                                                                                         | 電話番号 06-6761-1171 |
|               |                                                                                                              | 大阪私立保育園連盟 会長      |

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 保険の種類 | 災害共済給付制度                       |
| 保険の内容 | 保育所の管理下における園児の災害に対して災害共済給付を行う。 |
| 保険金額  | 災害共済給付請求事務ガイドブック参照             |

※詳しくは、「災害共済給付請求事務ガイドブック」を御確認ください。

## 20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

|     | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 0     | 0     | 0     |
| 1歳児 | 0     | 0     | 0     |
| 2歳児 | 0     | 0     | 0     |
| 3歳児 | 40    | 37    | 40    |
| 4歳児 | 40    | 42    | 41    |
| 5歳児 | 38    | 40    | 42    |

**21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

| 項 目       | 受審、実施状況 | 受審、実施結果           |
|-----------|---------|-------------------|
| 第三者評価受審状況 | 未実施     |                   |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施   | 改善項目有<br>・夏期休日の解消 |

**22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨**

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

**23 子どものプライバシー保護について**

園児のプライバシー保護については「子どものプライバシー保護マニュアル」を作成し、マニュアルに沿って保育を行っています。

**24 当園におけるその他の留意事項**

|                    |                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| 宗教活動、政治活動、<br>営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
|--------------------|---------------------------------------------------|